

## 平成21年度第1回熊本市地域包括支援センター運営協議会会議要旨

- 日 時 平成22年 2月19日(金) 19時から
- 場 所 ウェルパル広場 会議室
- 出席委員 和田要、堀尾愼彌、金澤知徳、清村正弥、家村昭日朗、後藤秀昭  
柳楽雅子
- 議 題 1. 地域包括支援センターの業務実績について  
(1) 介護予防ケアマネジメント  
(2) 総合相談支援・権利擁護  
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント  
2. 事業評価(自己評価・外部評価)の結果について  
3. その他

### 5 議事録(要旨)

#### 委員長

議事1の「(1) 介護予防ケアマネジメント」について、事務局から説明をお願いしたい。

#### 事務局

(議事1の「(1) 介護予防ケアマネジメント」について説明。)

#### 委員

この実績には、特定高齢者の実績は入っているか。

#### 事務局

入っていない。要支援の介護予防ケアマネジメントのみの実績である。

#### 委員

地域包括支援センターは、総合相談支援・権利擁護を行う役割があるが、介護予防ケアマネジメントの件数が増え、ケアマネジメント業務に追われ、本来の地域包括支援センターの役割ができなくなっている。全国的に見ると、介護予防ケアマネジメント業務はすべて居宅支援事業所に委託し、地域包括支援センターは本来の機能を果たすという体制をとる市町村も目立ってきている。

この課題を検討し、体制を整備していかななくては、ますます地域包括支援センターの役割は介護予防ケアマネジメントに偏ってしまう。介護予防ケアマネジメント実績の数字の裏にあるものを理解しなければいけない。

#### 事務局

平成24年に向けて、地域包括支援センターの役割・業務については、仕様を見直し、仕分けしていく必要もあると考えている。

## 委員

介護予防ケアマネジメントはプランの質を保つために地域包括支援センターに任されている。介護報酬の単価は要介護の場合より半減するが、マネジメント質は確保しなくてはならない中で、現時点で介護予防ケアマネジメントを居宅支援事業所に何%を委託する目標としていくのかも議論していく必要があるのではないかと。

また、介護予防サービス計画作成の委託状況について、現在、委託可能な居宅支援事業所は何箇所あるか。

## 事務局

熊本市内に現在約170の居宅支援事業所があるが、熊本市が承認している事業所は約150となっている。

## 委員

総合相談等で地域包括支援センターを案内した際、特定高齢者の通所型介護予防事業は最初に関わってくるものであり、参加したいという高齢者の方も多い。特定高齢者の介護予防事業を広めていくことは重要であり、地域包括支援センターをなじみの場所にする事ができる。そのため、資料には要支援の方だけの実績ではなく、特定高齢者に対する介護予防事業の実績も入れていただきたい。

また、1つのサービス事業所に70%を超える利用実績がある場合に中立性・公平性の確保のための今後の方針はいかがなものか。圏域外や市外の事業所を紹介することは、本当に利用者にとって良いサービスといえるのか。割合をこだわることによって、利用したい事業所が利用できなくなることはないのか。

## 事務局

1つのサービス事業所において70%以下の利用実績にしなくてはならないことにこだわる必要はないかと考える。

特定高齢者の介護予防事業については、来年度、予防事業の効果を調査し、検証する予定としている。効果を検証することによって、利用者にはさらにPRでき、問題点があれば、予防事業の仕組み自体を検討できると思う。

## 委員長

それでは「(2)総合相談支援・権利擁護」について、事務局から説明をお願いしたい。

## 事務局

(議事1の「(2)総合相談支援・権利擁護」について説明。)

## 委員

特定高齢者の介護予防事業は、地域包括支援センターがケアマネジメントを行うが、提出書類等が多く、かなりの手間がかかっている。簡便化することはできないのか。

また、うつ、閉じこもり、認知症などの実態把握が現在熊本市において、行われていない。虐待や孤独死にもつながるため実態把握は必要である。

介護予防事業の効果の検証の際に、簡便化についても検討していただきたい。

## 事務局

現場の地域包括支援センターにも確認し、簡便化できるものについては、簡便化

したいと思う。

また、認知症・閉じこもり予防については、現在、訪問型介護予防事業として、保健福祉センターとともに検討しているところである。口腔機能向上については委託することも視野に入れて考えている。

委員

成年後見制度については、費用・期間もかかり実際に行うことは難しい。熊本市として成年後見制度に対して助成や補助なども検討していただければと思う。

また、委託している社会福祉協議会もマンパワーが不足しており、動けないという状況も理解してほしい。

事務局

権利擁護について、社会福祉協議会に委託して行っており、費用・手間がかかっているところはあるが、仕組みについて包括支援センターとともに広報を行い利用しやすい形としていきたい。

委員長

成年後見制度について、市長の申し立て事例の実績は何件か。

事務局

市長申し立ての実績は、年4、5件となっている。

委員

歯科医師会では口腔機能向上事業を行っている。ただ、現在は事業所によってサービスの内容にばらつきがある。そのため、検証や評価を行うことは難しい。行政のデータだけを用いて数年後、要支援・要介護になったかだけを評価・検証を行われるのではないかと危惧される。

今後、検証される場合は、どういうデータを用いて、どういう手順で行うかなど事前に知らせていただきたい。

委員

特定高齢者の場合、事業所に通うだけで介護予防につながっていると思う。しかし、行政の数値やデータを用いて検証を行うことは、効果がある場合も逆にマイナスの数値になることもあるのではないか。

委員

9ページの相談件数であるが、介護保険に関する事で「サービス内容に関する事」とは具体的にどういったものが挙げられるのか。

事務局

認定申請から実際のサービス利用になった場合の対応や、要介護から要支援になった際のサービスの調整などが挙げられる。

委員

やはり、どんな小さな事でも地域包括支援センターへは気軽に相談できるようなシステムであってほしい。

委員長

それでは「(3) 包括的・継続的ケアマネジメント」について、事務局から説明をお願いしたい。

事務局

(議事1の「(3) 包括的・継続的ケアマネジメント」について説明。)

委員

地域ケア計画の「お役立ち地図」は良いと思うが、高齢者のことを考えて名称の記載には配慮して作成してほしい。

事務局

意見のとおり、高齢者が見てわかりやすい地図としていきたい。

委員

現在、玉名市において高齢者マップを作成しているが、社会資源だけがあっても、本当の地域ケアとはいえない。社会資源だけ網羅しても、人と人との連携があつてこそだと思う。

事務局

地域ケア計画は、関係機関が地域高齢者の状況について情報を共有するとともに、地域包括支援センターを中心に役割分担して対応していくことができるような、行動マニュアルの位置づけとしている。

委員

この地図は、地域包括支援センターでそれぞれ独自性はあるのか。また政令指定都市になった場合は、そのまま生かされるのか。

事務局

盛り込むべき項目は、全体会議の中で議論し、その項目に沿って地域の実情に合わせて作成してもらうように考えている。

政令指定都市になって生活圏域が変わっても、地域ケア計画は、地域包括支援センターの圏域ごとではなく、小学校校区単位としている。

委員

大変かもしれないが、出来上がった地図は郵送ではなく、民生委員からの手渡しとしてほしい。

委員

夜間対応のできる病院など、高齢者の実際のニーズをもって、もっとイメージを膨らませて作成してほしい。

委員長

それでは議事2の「事業評価(自己評価・外部評価)の結果について」事務局から説明をお願いしたい。

事務局

(議事2の「事業評価(自己評価・外部評価)の結果について」説明。)

委員

地域包括支援センターは忙しい業務の中、よく活動していることが分かる。

以前の在宅介護支援センターと違い、予防の給付管理業務が増え、地域活動に重きをおくことが難しくなっている現状がある。

委員

自己評価と外部評価の相関はどうなっているか。

各地域包括支援センター、工夫し活動されていることが分かる。具体的な活動実践や工夫されている点の公表は行っているのか。

事務局

今年度も全地域包括支援センターに公表する予定である。

委員

自己評価が今後どのような意味を持つのか、また、外部評価の結果はどう生かしていくのか。

事務局

地域包括支援センターでは次年度の年間計画を策定する際に、外部評価結果や他の地域包括支援センターでの際立った取り組みなどを参考にさせていただきたいと考えている。

委員

外部評価の点数の公表については、点数という形になるので公表の方法は事務局で配慮して行っていただきたい。

委員

校区自治協議会会長や、地域の要となる方が、地域包括支援センターを知らないということは問題かと思う。

委員長

そういう意味でも、地域ケア計画の策定や地域活動の連動、情報の共有のしかけをこの外部評価をきっかけに作っていくことが今後、重要になってくるのではないか。

委員長

それでは議事3の「その他」について事務局から説明をお願いしたい。

事務局

(城南町、植木町合併に伴う各地域包括支援センターの説明)

(政令指定都市となった場合の方向性について説明)

委員長

今の説明で質問はないか。

各委員

なし

事務局

それでは、以上をもって委員会を終了する。